

令和元年5月30日  
海事局海技課

## 漁船員の海技士の人材の育成・確保に向けた新たな取組について

～漁船員等の海技資格の取得を促進、新たな6級海技士養成コースの新設等～

水産業界において、漁船員の高齢化及び減少に伴い、漁船員の海技士不足が深刻化していることを踏まえ、今般、早期に海技免許の取得が可能となるよう、新たな養成コースを設置できるようになりました。

○ 平成29年4月に閣議決定された「水産基本計画」に基づき、国土交通省では、「海技士確保に向けた漁船の乗組みのあり方等に関する検討会」において漁業の実態を反映した資格制度の運用のあり方について検討を行い、漁船員が早期に海技資格を取得できるよう制度改正等に取り組んできたところですが、今般、新たな養成コースを新設できるようになります（詳細は別紙参照）。

これらの措置により、漁船員による海技免許の早期取得の促進が期待されます。

### （1）新たな6級海技士養成コースの新設

6級海技士は、総トン数200トン未満の沿岸漁業などで船長になることのできる資格ですが、これまで、6級海技士養成コースの入学要件については、最低でも5年以上の乗船履歴を有する者でなければ受講できませんでした。

これについて、本日付けで船舶職員及び小型船舶操縦者法の告示を改正し、3年の乗船履歴があれば受講できるコースを設置できるようにいたします。

### （2）新たな4級海技士乗船実習コースの新設

4級海技士は、総トン数200トン未満の遠洋漁業などで船長になることのできる資格ですが、これまで、水産高校の卒業生は、卒業後に少なくとも1年9月の乗船履歴を得なければ4級海技士の資格を取得できませんでした。

これについて、本年5月21日に国土交通省令を改正し、水産高校卒業生が履修する新たな乗船実習コースで訓練を受ければ、水産高校卒業後、最短6月で4級海技士の資格を取得できるようになります。



【問い合わせ先】 海事局海技課 中村、渡邊（内線 45-317、45-318）

TEL：03-5253-8111（代表） 03-5253-8655（直通）

FAX：03-5253-1646